

# 居宅介護支援事業所 つばさ

## 運 営 規 程

### 目 次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 従業者の職種別員数及び職務内容（第4条～第6条）
- 第3章 営業日、営業時間及び事業の実施地域（第7条～第8条）
- 第4章 サービスの提供方法、内容・利用料等（第9条～第11条）
- 第5章 その他運営に関する重要事項（第12条～第22条）

社会福祉法人 正生会

# 居宅介護支援事業所 つばさ

## 運 営 規 程

### 第1章 総則

#### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正生会（以下「事業者」という。）が開設する居宅介護支援事業所 つばさ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 利用者の多種多様な福祉ニーズに対応できるよう福祉サービスの内容を充実させるとともに、職員の質を向上させ、より良い福祉サービスの提供を目指すものとする。

- 2 常に笑顔を中心掛け、明るく思いやりのある態度でふれあい、利用者・家族・地域住民との信頼関係をサービスを通じて築くものとする。
- 3 常に利用者への心配りを忘れず、心の通い合ったサービスを提供し、有意義な施設・在宅での生活を過ごして頂けるよう努めるものとする。
- 4 常に前を見つめ、探究心・向上心を持って、自己の能力、技術向上のため、自己研鑽に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所 つばさ
- (2) 所在地 静岡県焼津市田尻北792-1

### 第2章 従業者の職種別員数及び職務内容

#### (従業者の職種別員数)

第4条 この事業所に勤務する職種別従業者の員数は次のとおりとし、一部の職種については兼務とすることができる。

- (1) 管 理 者 介護支援専門員 1人
- (2) 介護支援専門員 1人以上

#### (職務の内容)

第5条 前条に規定する従業者の職務は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 業務の管理を一元的に行うとともに、自ら指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 要介護認定申請の援助、訪問調査及び居宅サービス計画の作成に従事するとともに、サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第6条 事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供できるよう従業者の勤務体制を定めておくものとする。

### 第3章 営業日、営業時間及び事業の実施地域

(営業日及び営業時間)

第7条 この事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。  
※但し、12/30～1/3を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 焼津市・藤枝市

### 第4章 サービスの提供方法、内容・利用料等

(サービスの提供方法)

第9条 サービスの提供は、次の各号より行うものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。
- (3) 利用申込者に対し、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講じるものとする。
- (4) 介護支援専門員は、当該居宅サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議を開催又は担当者に対する照会等により、専門的な見地から意見を求めるものとする。

- (5) 要介護認定を受けていない利用申込者については、当該利用申込者の意見を踏まえて、当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- (6) 正当な理由も無しに指定居宅介護支援の提供は拒まないものとする。

(サービスの内容)

第10条 事業者は、この事業を実施するため従業者に次の各号に定める事項を実施させるものとする。

- (1) 要介護認定等の申請の援助
  - (2) 月1回以上の訪問調査
  - (3) サービス提供に必要な情報の提供
  - (4) 居宅サービス計画の作成
  - (5) サービス実施状況の継続的な把握
  - (6) 介護保険施設等への紹介
  - (7) 医療との連携
  - (8) サービス担当者との連携、サービス担当者会議の開催
- 2 前項第4号については、利用者等の同意を得たのち、居宅サービス計画を交付するものとする。
- 3 第1項第8号については事業所相談室、サービス事業先、利用者宅を使うものとする。

(利用料等)

第11条 サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、法定代理受領による場合の利用料は無料とする。

## 第5章 その他運営に関する重要事項

(身分を証する書類の携帯)

第12条 事業者は、介護支援専門員に身分を証明する書類を携帯させ、初回訪問時、又は利用者及びその家族から求められた時は、提示するよう指導するものとする。

(従業者の健康管理)

第13条 事業者は、従業者の清潔の保持、及び健康状態について必要な管理を行うものとする。

(衛生管理)

第14条 事業者は、感染の発生又は蔓延しないように、次の各号に掲げ

る措置を講じる

- (1) 事業所における感染の発生又は蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底をする。
- (2) 感染の発生又は蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、衛生管理等のための研修を定期的実施する。

(掲 示)

第 15 条 事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならないものとする。

- 2 従業員でなくなった者も同様とする。
- 3 利用者又は家族の個人情報を、介護サービスを提供する上で定められた利用目的のために利用する場合は、あらかじめ「個人情報の使用に係る同意書」を得て了承を取るものとする。

(従業員の研修)

第 17 条 事業者は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 採用時研修     | 採用後 1 か月以内 |
| (2) 継続研修      | 年 6 回      |
| (3) 現任・更新研修   | 必要時        |
| (4) 従事者知識研鑽研修 | 随時         |

(苦情処理及び損害賠償)

第 18 条 事業者は、利用者又はその家族から苦情があった場合には迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 利用者からの苦情に対し、市町村が行う調査に協力するとともに、必要な助言を受けた場合には改善に努めるものとする。
- 3 利用者に賠償すべき事故が生じた場合は、速やかに対応するものとする。

(権利擁護)

第 19 条 認知症又は知的・精神障害があり、判断能力が十分でない高齢者に対して権利を擁護し、自立した地域生活が送れるよう地域包括支援センターや各関連事業所と連携を取り支援を図るものとする。

(虐待の防止)

第20条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的  
的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底をする。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的  
に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 高齢者虐待を発見又は通報を受けた場合は、速やかに事実確認を行  
い、地域包括支援センターや警察及び市町村へ連絡を行うものとする。

(記録等の整備)

第21条 事業者は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備  
するものとする。

- 2 利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、完結の日から  
5年間保存するものとする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか運営に関する事項は、事業者と事  
業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月 9日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 7月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 7月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 7月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

